独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	株式会社システナ	コード	2317
提出日	2021/5/27	異動（予定）日	2021/6/23
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に新任社外取締役の選任議案が付議されるため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	鈴木 行生	社外取締役	○										△					有
2	小河 耕一	社外取締役	○										△					有
3	伊藤　麻里	社外取締役	○													○	新任	有
4	菱田 亨	社外監査役	○													○		有
5	中村 嘉宏	社外監査役	○													○		有
6	阿田川 博	社外監査役	○													○		有
7	徳尾野　信成	社外監査役	○													○		有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	鈴木行生氏は、当社の取引先である野村ホールディングス株式会社の出身者であります。当社と同社との間には特別な関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。	鈴木行生氏は、証券会社等において長年にわたり培われた経営者としての豊富な経験および幅広い見識ならびに証券アナリストとしての専門的な金融・経済知識を有しており、主に取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための的確な助言をいただくいております。今後も当社経営に独立した立場から適切な助言をいただくことや業務執行の監督を適切に行っていただくことで、当社の企業価値向上に資すると期待されることから、社外取締役に選任しております。また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから独立役員に指定しております。
2	小河耕一氏は、当社の取引先である株式会社みずほ銀行の出身者であり、当社は同行との間で2021年３月期に銀行借入として760百万円、ITサービスの提供、商品販売、システム開発等として521百万円の取引がありますが、取引の規模・性質に照らしていずれも通常の範囲の取引であり、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。	小河耕一氏は、金融機関において長年にわたり培われた豊富な経験および幅広い見識を有しており、主に内部統制やコンプライアンスの観点から有益な助言をいただいております。今後も当社経営に独立した立場から適切な助言をいただくことや業務執行の監督を適切に行っていただくことで、当社の企業価値向上に資すると期待されることから、社外取締役に選任しております。また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから独立役員に指定しております。
3	伊藤麻里氏は、独立性の基準及び開示加重要件ならびに属性情報に該当する項目はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。	伊藤麻里氏は、弁護士として国内外の企業法務の実務に精通しており、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり培われた豊富な経験と幅広い識見を活かして、当社経営に独立した立場から適切な助言をいただくことで、経営の透明性と健全性向上に資すると期待されることから、社外取締役に選任しております。また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから独立役員に指定しております。
4	菱田亨氏は、独立性の基準及び開示加重要件ならびに属性情報に該当する項目はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。	菱田亨氏は、行政機関において主に監査官として培われた税務および財務に関する高度な専門的知識を有しており、当社の経営を適切に監査いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、これまでの当社における社外監査役としての実績および長年にわたる税務および財務の実務経験等を総合的に勘案し、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから独立役員に指定しております。
5	中村嘉宏氏は、独立性の基準及び開示加重要件ならびに属性情報に該当する項目はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。	中村嘉宏氏は、弁護士として培われた専門的な知識と豊富な経験等を有しており、法律専門家として当社の経営を適切に監査いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、これまでの当社における社外監査役としての実績および長年にわたる企業法務の実務経験等を総合的に勘案し、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから独立役員に指定しております。
6	阿田川博氏は、独立性の基準及び開示加重要件ならびに属性情報に該当する項目はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。	阿田川博氏は、行政機関において主に監査官として培われた財務および会計に関する高度な専門的知識を有しており、当社の経営を適切に監査いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから独立役員に指定しております。
7	徳尾野信成氏は、独立性の基準及び開示加重要件ならびに属性情報に該当する項目はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。	徳尾野信成氏は、国税局任官および税理士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、税務・会計の専門家として当社の経営を適切に監査いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから独立役員に指定しております。

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。